

改正 1-8

公的年金（障害給付）

1 障害基礎年金

— 略 —

▼年金額（平成26年4月～）

1級	772,800円 × 1.25 + 子の加算 [※]
2級	772,800円（＝老齢基礎年金の満額） + 子の加算 [※]

※ 子の加算

子2人目まで…1人につき 222,400円

子3人目以降…1人につき 74,100円

2 障害厚生年金

— 略 —

▼年金額（平成26年4月～）

1級	（報酬比例の年金額） × 1.25 + [配偶者の加給年金額（222,400円）] [※]
2級	（報酬比例の年金額） + [配偶者の加給年金額（222,400円）] [※]
3級	（報酬比例の年金額） 最低保障額 579,700円

以上、赤字の個所を修正しました。